

手続きのながれ（まずは事前相談からお気軽に！）

事前相談

- 補助要件等について必ず事前に相談し、「事前協議書」を提出してください。
 - ◆ 手続きには一定の期間が必要となりますので、あらかじめ余裕をもってのご相談をお願いいたします。

補助金の交付申請

- 工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着工前に「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定【市】

- 補助要件などの適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着工

- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着工を行ってください。

完了の報告

- 工事の完了後に、「完了実績報告書」を提出してください。
 - ◆ 申請を行った年度の11月末日までにお出しく下さい。

補助金額の確定【市】

- 補助要件などの適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

補助金の交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。
 - ◆ 指定の口座に補助金を入金します。

維持管理

- 整備した扉や塀などの維持管理をしてください。
 - ◆ 譲渡や変更をする場合は、事前に協議が必要です。

！ ご注意

- 補助は予算の範囲で実施しますので、予定額に達し次第受付を終了します。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により工事等を行っている場合、補助の対象外になることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った工事や、法令に適合しない工事等は補助の対象外となります。
- 法人が所有する建物、ブロック塀等については補助の対象外となります。

お問合せ先

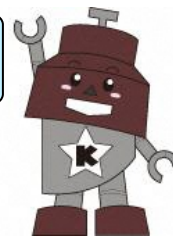
川口市 都市整備部 市街地整備室

住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17

TEL：048-264-5321（直通）

FAX：048-264-5322

まずは
こちらに！



発行：平成29年8月

災害に強いまちへの改善を応援します！

～ 川口市密集市街地改善整備補助金について ～

芝富士地区と芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区限定！



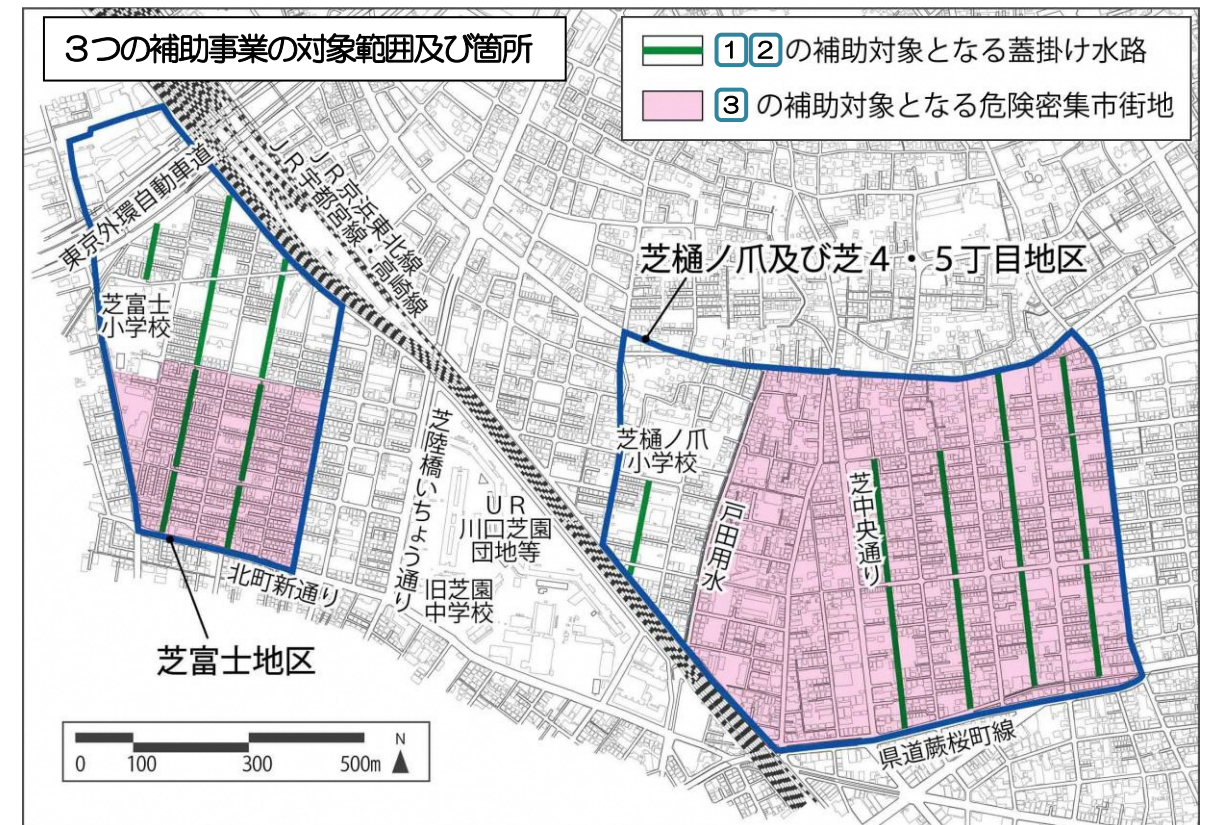
川口市マスコット
「きゅぼらん」

密集市街地の防災まちづくりについて

芝富士地区と芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区は、地区の大半が「地震時等に著しく危険な密集市街地*」（以下、危険密集市街地）となっているため、川口市では現在までに道路拡幅事業や地区計画の策定等を行い、地区の安全性の向上を図ってきました。

これらの取り組みに加え、より災害に強いまちづくりを進めるため、3つの補助事業を行います。（詳細は2～3ページをご覧ください。）

- 1 **行き止まり道路改修補助**（緊急避難路整備事業）
- 2 **危険ブロック塀解体・整備補助**（防災避難路整備事業）
- 3 **老朽建築物解体補助**（木造老朽建築物等除却事業）

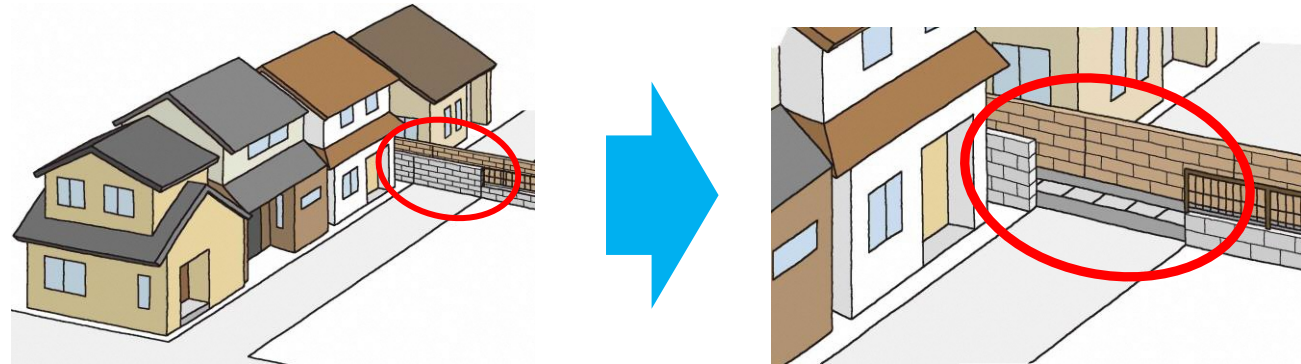


※「地震時等に著しく危険な密集市街地」は、国土交通省が平成24年に公表したもので、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地をいいます。

1 行き止まり道路改修補助（緊急避難路整備事業）

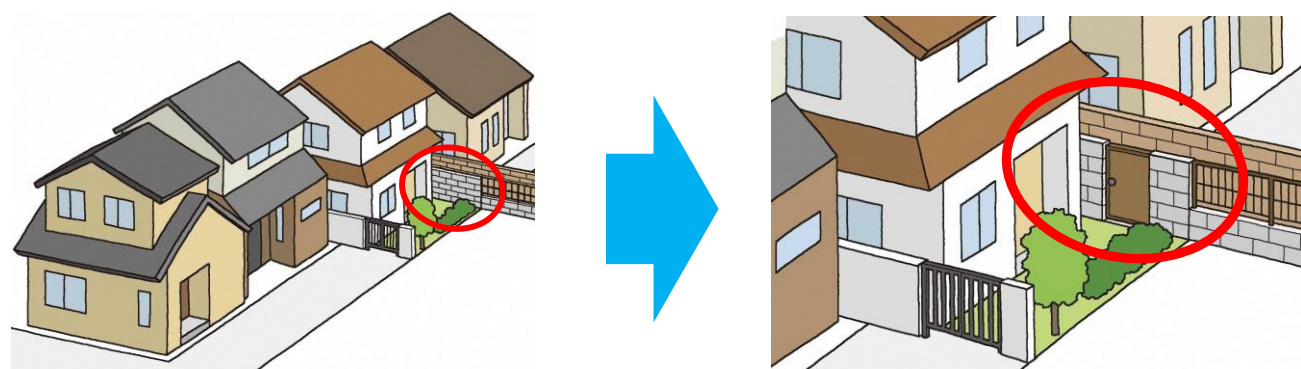
もしもの時にふた掛け水路からも逃げられるようにしたい！

—事例1— 蓋掛け水路に面する箇所が塀などで行き止まりになっている場合



ブロック塀などの除却

—事例2— 蓋掛け水路に面する突当りに住宅などがある場合



水路に通り返けられる扉の設置

● 補助金の上限など

補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
30万円 ※	9/10	27万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

● 対象となる工事

蓋掛け水路に面する行き止まりの改善に関する工事のうち、以下のもの。

- ① 行き止まりとなっているブロック塀や植栽を除却する工事（幅90cm以上）
- ② ①の除却後に、扉や階段等の設備を設置する工事（幅90cm以上）

● 補助の要件

- ◆ 火災又は地震時などの緊急時に避難路として、誰が通り抜けてもよいことを承諾した「通り抜け協定」を締結していること。
- ◆ 工事完了時に水路の区域に越境しているものがないこと。 など

【その他の要件（1～3 共通）】

- 補助対象物を所有していること
- 市税を滞納していないこと
- 関係権利者の承諾が得られていること
- 10年以上維持管理すること
- 市内業者に請け負わせて工事を行うこと など

2 危険ブロック塀解体・整備補助（防災避難路整備事業）

危ないブロック塀を改善して、ふた掛け水路を安全に通れるようにしたい！



● 補助金の上限など

内容	補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
①ブロック塀などの除却	9千円/m×延長(m) ※	9/10	10万円
②軽量なフェンスや門の設置	2万円/m×延長(m) ※	1/2	12万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

● 対象となる工事

蓋掛け水路沿いの危険なブロック塀等の改善に関する工事のうち、以下のもの。

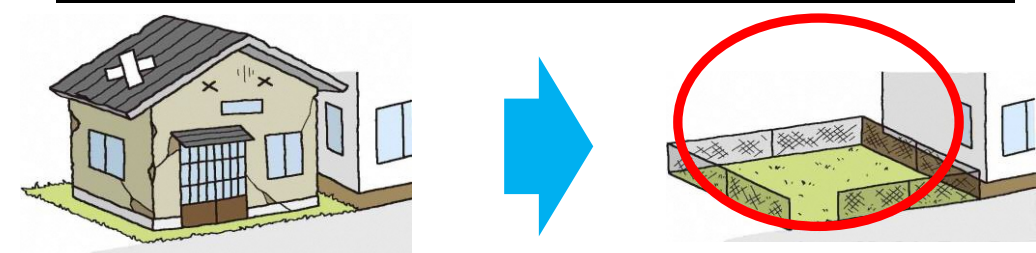
- ① 高さが宅地地盤面より0.6m又は隣接水路路面から1.0mを超えるブロック塀などを除却する工事
- ② ①の除却後に、軽量なフェンスや門を設置する工事

● 補助の要件

- ◆ 工事完了時に水路の区域に越境しているものがないこと。 など

3 老朽建築物解体補助（木造老朽建築物等除却事業）

建替えができなくて古くなった木造住宅を壊したい！



● 補助金の上限など

補助対象となる工事費の上限	補助率	補助金上限
2万円/m ² ×延床面積(m ²) ※	2/3	100万円

※又は2者以上の見積り額のうち低い額

● 対象となる工事

危険密集市街地の区域内にある木造老朽建築物（下記のすべてを満たすもの）等の除却に関する工事

- ① 新築・増築等に必要な接道条件を満たさない敷地に建築されているもの
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されているもの
- ③ 主要な構造部が木造のもの

● 補助の要件

- ◆ 敷地内の火災時の延焼のものととなるものをすべて除却すること。 など